

平成25年11月22日(金)

於・特許庁庁舎16階特別会議室

## 産業構造審議会知的財産分科会

### 第1回意匠制度小委員会

#### 議 事 録

特 許 庁

1. 日 時： 平成25年11月22日（金） 10時00分から12時00分
2. 場 所： 特許庁庁舎16階 特別会議室
3. 出席委員： 大淵委員長、浅見委員、石井委員、大下委員、高野委員、高部委員、  
茶園委員、永田委員、橋田委員、林千晶委員、峯氏（林美和委員代理）、  
平野委員、増田委員、水谷委員、和田委員
4. 議事次第： 開会  
画像デザイン保護拡充について  
その他  
今後のスケジュールについて  
閉会

## 開 会

○大淵委員長 おはようございます。それでは定刻となりましたので、ただいまから産業構造審議会知的財産分科会第1回意匠制度小委員会を開催いたします。

本年7月の産業構造審議会の組織見直しに伴い、意匠制度小委員会の上部組織が「知的財産政策部会」から現在の「知的財産分科会」と改名したために、今回がこの知的財産分科会のもとでの新たな意匠制度小委員会の第1回となります。

皆様、御多忙の中、御参集いただきましてまことにありがとうございます。

それでは最初に、前回以降、新たに本小委員会の委員になられた方について事務局から御紹介をお願いいたします。

○山田審議室長 御紹介いたします。

東京理科大学大学院イノベーション研究科教授・浅見節子委員、日本知的財産協会常務理事・ヤマハ株式会社知的財産部部长・大下晋委員、ビンガム・坂井・三村・相澤法律事務所弁護士・古城春実委員、株式会社ロフトワーク代表取締役・林千晶委員、日本弁理士会意匠委員会第2委員長・TMI 総合法律事務所弁理士・林美和委員、一般社団法人電子情報技術産業協会法務・知的財産権委員会デザインの法的保護タクスフォース主査・株式会社東芝技術・イノベーション部知的財産室主務・和田直子委員、に新たに御就任いただきました。

○大淵委員長 ありがとうございます。

本日は、古城委員、下川委員が御都合により御欠席でございます。林美和委員も御欠席ですが、峯唯夫日本弁理士会意匠委員会第1委員長が代理で御出席されていらっしゃいます。また、浅見委員と平野委員が少し遅れると伺っております。

## 羽藤特許庁長官挨拶

○大淵委員長 それでは、特許庁を代表して、羽藤長官から一言御挨拶をいただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

○羽藤長官 おはようございます。特許庁長官を務めております羽藤です。どうぞよろしくお願いたします。また、本日は委員の皆様におかれましては、御多忙のところ御参集くださりまして誠にありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

産業構造審議会の組織見直しの関係で、本日が形式上は第1回意匠制度小委員会ということになります。私も7月に長官に着任して以来、この会議に臨むのは初めてでございます。議論の経緯などについては十分に心得ているつもりでございますが、引き続き勉強しながら制度の在り方を考えてまいります。大企業、中小企業、個人のクリエイターといった様々なユーザーの方々の観点から、今回保護の拡充をもし仮にするとすると、一方でクリアランスの負担をどのように軽減していくのかということも、並行して考えていかなければならない課題だと私は思っています。

したがって、これまで議論して法制度の面で整理していただいたことを踏まえながらも、今申し上げましたようなクリアランス負担の増大、あるいはサーチツール等、インフラの整備も併せて取り組んでいくことが非常に重要であり、この場で引き続いて議論を整理していただきたいと思っております。

先週になりますが、札幌で日中韓の特許庁の長官会合がございました。中国からは、特許の実務レベルではトップの国家知識産権局長が来日して、バイ会談を行いました。意匠については御案内のとおり、保護の期間も違いますし、また審査、無審査も異なっているわけであります。その中で、産業競争力を強化するという目的で相互の制度や運用の違い、その中における課題をしっかりと当局間が認識し、中国サイドにもいろいろな対応を促しつつ議論しております。引き続き産業界の皆様にも参画いただきながら、シンポジウムなどの場も活用させていただきながら、中国や韓国との取組みをはじめグローバルな場でも、意匠制度について議論していきたいと思っております。

長くなりましたが、大淵先生をはじめ委員の皆様には、個人の事業者、クリエイターの方々を含めた産業界の皆様の競争力、独創性、イノベーティブな力を十分に発揮いただけるように、日本の意匠制度がどうあるべきかということをお議論お願したいと思っております。勝手ながら時間は限られておりますけれども、来年早い段階で報告書を取りまとめたいただきたい、是非御協力をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

○大淵委員長 オールラウンドな視点から本審議会の要点を押さえた御挨拶をいただきまして、ありがとうございました。

それでは、本日の議題について御紹介させていただきます。本日の議題は、お手元の議

事次第2.、3.にありますとおり、1点目が画像デザイン保護拡充について、2点目がその他でございます。

それでは、まず事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

○山田審議室長 本日の配付資料は、座席表、議事次第・配付資料一覧、委員名簿のほか、資料1は会議の公開について、資料2は画像デザイン保護拡充の方向性について、資料3はハーグ協定加入に伴う規制の事前評価の実施について、それから別紙としまして、別紙1は諸外国における画像意匠保護の状況、別紙2は各制度案比較表、それから参考資料1として画像デザインの機能区分、参考資料2として特許庁によるクリアランスツールの提供の7点でございます。不足等ございませんでしょうか。

もう1点お願いがございます。御発言される際は、お手元のマイクのスイッチをお入れいただきマイクを近づけて御発言いただくようお願いいたします。

○大淵委員長 資料の点、よろしいでしょうか。

それでは議論に先立ちまして、本委員会の議事の運営等について事務局から御説明を伺った上で、皆様の御同意をいただいております。事務局の方から、まず御説明をお願いいたします。

○山田審議室長 それでは、資料1を御覧ください。本会議は、原則として公開いたします。配付資料、議事要旨又は議事録も原則として公開いたします。ただし、個別の事情に応じて、会議又は資料を非公開にするかどうかについての判断は、委員長に一任するものといたします。

以上でございます。

○大淵委員長 御説明ありがとうございました。

本委員会の運営等に関するただいまの事務局の御説明につきまして、御異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○大淵委員長 異議なしということでございますので、ありがとうございました。

それでは、そういうことで進めさせていただきます。

### 画像デザイン保護拡充について

○大淵委員長 それでは早速ですが、議題に入りたいと思います。

最初に、画像デザイン保護拡充について、事務局から御説明をお願いいたします。

○山田審議室長 お手元の資料2を御覧いただきたいと思います。

まずローマ数字のⅠ．経緯、1．検討の動機でございます。

近年、技術の発達に伴いまして、電子機器に用いられる操作画像のデザインは、大変重要な地位を占めつつあるということを書いております。

2段落目にまいります。米国・欧州・韓国をはじめとしまして、画像に係る意匠について我が国と比較してより手厚い権利保護が実現されている状況もございます。こういったことを踏まえまして、知的財産推進計画という政府の計画におきましても、この論点が2011年から取り上げられているところがございます。我々意匠制度小委員会におきましても、その在り方を検討してきたということがございます。

2．検討の経緯でございます。

平成23年12月から、この論点をこの小委員会で検討しておりまして、前回の第21回意匠制度小委員会、去年の11月19日に開催したときに、事務局から「情報機器」という新たな物品区分の概念を導入しまして、パソコンやスマートフォン等について横断的に効力を有する意匠権を設ける案というものを提案いたしました。

この案につきまして、保護拡充の方向性については一定の理解がおおむね得られたところがございますが、幾つかの懸念も示されたところがございます。こういった意見について事務局において更に整理し、今後の検討に反映するという事で整理されておりました。

その後、事務局におきまして、産業界におけるヒアリングを積み重ね、また法制的にも検討を深めてまいりまして、ローマ数字のⅡ．以下にあります検討課題が出てきたということがございます。

まず、1．の我が国において保護されている画像デザインでございますけれども、現行意匠法は、2条1項に規定する画像ということで、液晶時計の時刻表示であるとか、エレベーターの階数表示といったものを保護しております。それに加えて、2条2項で、物品の機能を発揮できる状態にするための操作画像ということで、物品と一体的に創作された画像であって、その物品にあらかじめ記録されたものを保護しております。

次に、2．産業界のニーズでございます。

このように、現行の意匠法というものは画像デザインの保護範囲は限定的と解釈されておりますため、産業界からは、専用機と汎用機の区別なく、優れたデザインであれば保護されるべきといった声や、スマートフォンやタブレット型端末が普及していることから、

アプリの画像デザインについても保護すべきであるという要望が挙がっております。

3 ページにまいります。こうしたニーズの背景としましては、G U I のデザイン開発には多大な創意工夫や労力や時間が費やされているにもかかわらず、模倣が容易であるという事情がございます。創造的なアイデアが適切に保護されなければ、優れたデザインも生まれにくくなるということが懸念されているわけでございます。

他方、3. 産業界の意見を踏まえた課題でございます。

期待が寄せられている一方で、懸念もあるということでございます。以下、留意すべき点を順に申し上げます。

(1) 情報技術の進展への対応。技術の発展に鑑みれば、現時点では考えられないような操作機能や機器というものが今後も累次登場することが予想されます。保護の制度が今後の技術の発展に対して時代遅れなものとならないように留意すべきではないかということでございます。

次に、(2) 権利の実効性でございます。意匠権の保護範囲を拡大していった場合に、その意匠権の実効性を担保するためには、アプリ等を配布する行為についても、適切に権利行使が可能とするべきではないかということをおっしゃっております。

(3) 以降は、むしろ懸念を中心にした課題でございます。まずクリアランス負担の増大と保護対象の拡充に伴う意匠制度の広がりということでございます。保護範囲を増やしますと、当然のことながら、他者の権利をクリアランスする負担というものは大きくなってまいります。

特に、アプリの開発などでは、新規のベンチャーを立ち上げたアントレプレナーの方々がいらっしゃるわけですが、こういった方々は現行の意匠法について利用されたということもございませんので、こういう方々に新たな負担が発生して、またそれは非常に大きなものではないかということを書いてございます。権利の実効性とそれによって生ずる負担のバランスが取れた制度となるよう配慮すべきではないかということを書いてございます。

(4) はクラウドサービス等の事業形態多様化への対応ということで、技術の発展により、クラウドサービス等のサービス事業形態も多様化している中、こうした新たな技術の利用やサービスの普及の妨げとならない制度とするよう、慎重な配慮が必要ではないかということを書いてございます。

(5) はエンドユーザーに対する影響への配慮ということでございます。現行意匠法にお

いては、侵害の規定には業として登録意匠に係る物品を使用する行為というものが入っておりますが、こちらは保護対象を拡充していった場合に、エンドユーザーが不当に侵害を問われないよう配慮していく必要があるということを書いております。

4. その他の考慮事項でございます。

(1) 制度の国際整合性でございます。お手元に別紙1を配付させていただいております。この別紙1を御覧いただければと思います。アメリカとヨーロッパについては、この小委員会でも何回も御報告申し上げていますので簡単に御紹介するにとどめますけれども、アメリカでは、デザイン・パテントということで、画像デザインが物品に表示された状態であれば保護されるということで、運用上では、「アイコンが表示されたコンピューター表示画面」ということでありますとか、「コンピューターディスプレイのためのGUI」といった物品名で登録されている例がございます。

ヨーロッパにつきましては、製品の外観ということで意匠が定義されておりまして、無体物である画像デザインのアイコンやGUIというものも、この製品に該当するということで、GUI、アイコンそのものが製品として保護されているということでございます。

3. 韓国につきましては、前回の小委員会以前に御説明した状況と事態が変わっておりますので、そちらについて御説明いたします。従前この小委員会では、韓国は、欧州型のデザインそのものを保護する制度に移行する考えだということをお願いしておりましたけれども、その後、物品と離れた画像デザイン自体を保護する法改正の立法予告については、韓国の国内から反対の意見が出されまして、去年の12月の時点で、これは引き続き検討ということで先送りされることになりました。したがって、韓国は欧州型に移行することではなくて、現在においては、画像デザインは物品の部分として保護されるという状況でございます。

それから、4. 中国でございます。中国につきましても、当小委員会におきまして、画像デザインの保護を検討中であるということをお願いしておりましたけれども、今年10月にパブリックコメントが出されておきまして、基準の改定案について諮られているところでございます。このパブリックコメントに付されている案によりますと、電子腕時計や携帯電話機等個々の製品を、表示部に表示される画像を含めた全体の意匠として、これは部分ではなくて全体の意匠として画像デザインを保護するということが示されております。このパブリックコメント案では、他方、パソコンの壁紙でありますとか、ウェブページ、ゲーム、アプリケーション・ソフトウェア等、製品機能の実現に無関係な画像は保護対象

として予定されていないということも示されております。

本体の資料2に戻らせていただきます。4ページ目の下のところでございますが、このように各国様々な形で画像デザインを保護しておるわけでございますけれども、我が国のハーグ協定のジュネーブ改正協定への加入が予定されていることから、我が国におけるこの協定のユーザーが、グローバルな企業活動をしていくことを後押しすることが大切だと考えております。

5ページに移りますけれども、我が国企業が創作したデザインがグローバルに一律に保護される環境を整備していくべきではないかということが書いてございます。

それから、(2) 他の法領域との関係でございます。一般的に、応用美術は、原則として意匠法による保護に委ねられ、著作物として著作権法による保護を受けないということが解釈として定着しておるかと思っております。実用ソフトのGUIについては、意匠法によって保護すべき分野というふうに考えております。

他方、必ずしも応用美術の領域に属するとはいえず、これまでも意匠法の保護対象とはしてこなかった映画、写真、テレビ映像、ゲーム等のコンテンツについては、意匠法の保護を及ぼすことについて慎重な検討が必要ではないかと書かせていただいております。

なお、仮に物品を離れた画像デザインそのものを意匠法で保護することが適当でないのであれば、意匠法以外の法律によって保護することもあり得るということを書かせていただいております。

これらを踏まえまして、ローマ数字のⅢで、あり得べき制度案というものをお示しさせていただきます。

1. 審査及び登録制度を前提とする制度案でございます。

別紙2というところに、以下御説明する案を整理しておりますので、別紙2をお手元に置きながら、私の説明を聞いていただければと思います。

まずA案ということで、機能ごとに権利化する案というものをお示ししております。保護対象としては、現行の2条2項のいわゆる専用機の「組み込み画像」と言われているものに加えまして、画像が表示される個々の物品に依拠しない画像を「映像面に表示される画像」ということで、新たに保護対象とするということでございます。

効力範囲につきましては、本体資料の6ページに書いておりますが、当該画像を表示する物品によって制限されるものではないということでございます。しかしながら、無制限に意匠権の効力範囲が広がることとなれば、クリアランス負担が過大となりますので、当

該画像を操作画像として用いるプログラムの機能によって、その効力範囲を定めるということにしたいと思います。

なお、この意匠権の効力範囲が適切なものとなるよう、現行の物品の区分というものが現行の意匠法施行規則の別表に定められておりますが、それと同様に、プログラムの機能区分を定めまして、願書においてプログラムの機能の記載を義務づけていくという御提案でございます。

参考資料1で「イメージ」と赤で書いてございますが、こちらで示しているのは、1つの事務局の素案でございますけれども、こういった形で現行の意匠法施行規則の別表に、物品の区分が定められているのと同じように、プログラムの機能区分を定めていくということでございます。

本体資料に戻りまして、実施行為・侵害行為に移ります。実施行為につきましては、画像を表示させるプログラムの生産、譲渡等（譲渡及び貸渡しをいい、電気通信回線を通じた提供を含む。）、それから、輸出若しくは輸入又は譲渡等の申出というものを実施行為といたしまして、エンドユーザーへの配慮から使用を実施行為から除くことが考えられようかと思えます。

具体的には、①プログラムの生産としては、譲渡等を前提とした複製、それからプログラムを記録した製品の製造というものが、生産に当たり得ると考えております。②譲渡等に該当するのは、CD-ROMやパソコンの販売、それからインターネットでの販売、ウェブサーバ上のプログラムの利用者への提供というものが当たるかと思えます。

なお、使用は除くわけでございますけれども、譲渡等に性質的に近い使用行為については、例えば、ATMで顧客にGUIを使用させるような行為でございますが、こちらについてはみなし侵害として規定し、権利の実効性を高めることが考えられようかと思えます。

以上が、機能ごとに権利化する案ということでございますが、これに対して、物品ごとに権利化する従来の意匠法の枠組みを守った方がいいのではないかというお声も存在しますので、B案として物品ごとに権利化する案も、A案と並べて御紹介させていただきます。

保護対象としては、あらかじめ物品に組み込まれた画像に加えまして、汎用機に表示されるアプリ等の操作画像を、これは物品の部分の形状等ということで新たに保護対象とするということでございます。前回21回小委で御紹介させていただきました、「情報機器」という区分を設けるといのもこのB案の一類型かと考えております。

効力範囲につきましては、現行の意匠法で、判例で示されておりますように、物品が同一又は類似でありかつ登録意匠に係る形態が同一又は類似と認められる範囲ということでございまして、当該物品の用途及び機能の共通性を踏まえて判断するというところでございます。

アプリの画像についても物品の部分の意匠でございますので、物品と同一又は類似の物品であって、その形態が同一又は類似であるときには、意匠権が類似するものとして権利が及ぶということでございます。物品の部分の用途及び機能も考慮されるのと同じように、画像の用途及び機能というのも考慮要素の一つになるということでございます。

実施行為・侵害行為につきましては、現行の物品を前提とした法律の規定が、そのまま実施行為になるということでございますので、8ページにまいりますけれども、①物品の製造。この物品の製造の概念には、インストール等により意匠に係る物品で画像を表示可能にする行為というものは、意匠に係る物品の製造に該当すると整理されようかと思っております。それ以外に、物品の使用、物品の譲渡又は貸し渡し、その他ということでございます。

この物品ごとに権利化する案でも、権利行使の在り方を現行どおりにするのか、それとも変更するのかということで、2案あるかと考えております。B-1ということでお示しさせていただいているのは、権利行使の在り方を変更する案でございます。現行意匠法38条1項1号には、いわゆる「のみ品」という規定がございますけれども、この「のみ品」の規定ですと、なかなか複数の物品に表示されるアプリを配布するようなことは権利行使することは難しいと考えられるものですから、アプリ等を生産・譲渡する行為を、侵害の予備的・助動的行為として侵害行為とみなすことを法律上書き込むというのが、B-1案でございます。

B-2案は、そここのところについても現行どおりとする案でございます。後発デザインの創作活動の萎縮防止の観点から、B-1で検討したような間接侵害規定は設けないという案でございます。

9ページにまいります。2. その他の制度案でございます。A案、B案といった審査及び登録制度を前提とする案以外に、後ほど申し上げますクリアランス負担の軽減というものも前提とすれば、中長期的な制度の在り方として、欧州共同体商標意匠庁（OHIM）や欧州各国のように、意匠権の早期の権利化により重きを置く制度というものも考えられようかと思っております。その際には審査主義や登録主義を採用せずに、当然発生型の意匠権を認め

る制度でありますとか、中国に代表される評価書制度等の運用が参考になると思われま

す。なおというところで書いてございますけれども、現行でも不正競争防止法2条1項3号に、商品形態の模倣という不正競争行為がございますので、現行の不正競争防止法においても、当該行為、これはプログラム商品を譲渡する行為が差止め、又は損害賠償請求はできるという考え方も当然あるということでございます。この場合には、画像デザインに依拠して作り出されて、他者の画像デザインと実質的に同一という要件がございますけれども、こういう要件を満たせば、それが商品というものであれば、不正競争防止法の適用があり得るということを書いてございます。

3. 小括でございまして、このようにいずれの制度案にもメリット、デメリットがあるところでございますけれども、権利の実効性を担保しつつクリアランス負担の軽減に最大限配慮した、バランスの取れた制度を構築していく必要があるということでございます。そして、その制度の在り方を考えるに当たっては、法制的な枠組みのみならず、クリアランスツールの提供を含む、運用面のインフラ整備も併せて、検討を進めていかななくてはならないということを書いてございます。

ローマ数字IVにつきましては、意匠制度企画室長から御説明させていただきます。

○山田意匠制度企画室長 今御説明のありましたクリアランスツール等を含む、意匠制度を支える運用面のインフラ整備について御説明いたします。9ページのIV. を御覧いただきたいと思

います。まずは1. のクリアランス負担の軽減でございまして、こちらにつきましては、前述のとおり、操作画像に関する意匠の保護対象を拡大すれば、業務上これらの画像デザインを利用する人、これらをお作りになる方、これらの方々にとりましては、クリアランス負担が新たに発生することにつながります。とりわけ、特にクリアランス負担の能力を持たない、若しくは自社では持たないような小規模なアプリ開発業者の方々にとっては、その負担は非常に重たいものと我々は考えております。また、大企業、中小企業の方々において仮に知的財産管理体制が整っていたとしても、ソフトウェア、アプリケーション、それから大規模なシステムを開発する場合には、画面数は相当数ございますので、クリアランス負担を負うことになるかと我々の方では認識しております。

従来侵害のリスクを負わなかったの方々につきましても、意匠制度の影響がこれから及ぶことが考えられますので、画像デザインの開発業者、利用者の負担を可能な限り軽減する措置を講じていく必要があると認識しております。

これらにつきまして、下記の対応ということで御説明いたします。

まずは登録意匠のクリアランスツールの整備でございます。現在も、特許電子図書館で一般に利用が可能となっている意匠検索を提供させていただいておりますが、こちらについては、例えば物品名におけるテキスト検索、それから日本意匠分類やロカルノ国際分類による分類検索で、クリアランスを図っていただいていると思います。

これらにつきましてもクリアランスツールの整備は進めていきたいと考えておりますが、そのほかとして、画像データをお作りになった方々がそれをアップロード、ないしはインプットしていただければ、既に登録となっている画像意匠を同一若しくは類似の範囲、若しくは順位づけ等して抽出し、自動的にある程度判断できるような、若しくは参照いただけるような検索システムの導入について検討を進めていきたいと考えております。

このようなことが可能となりますが、検索スキルの高低を問わず、登録意匠の中から自己が開発した、それから自社でお作りになりました画像デザインについても一覧して御覧になっていただき、クリアランス負担の軽減につなげていただけると考えております。

2つ目は審査基準等の整備でございます。かねてより意匠制度については、同一又は類似の範囲というところの、類似の範囲がよくわからないという御指摘がございます。これについては画像デザインの保護拡大のほかにも、我々としては課題であると思っております。

現在、審査基準につきましては、新規性、創作非容易性の判断基準の事例を載せさせていただいておりますけれども、事業者については、クリアランスに際しては、これが参考となる資料になっていると我々は認識しております。したがって、画像デザインの保護の拡充を図った場合においては、これらについて新規性、創作非容易性の判断の基準を明確にしていきたいと考えております。

これらの整備を図ることのみならず、審査の精緻性、それから品質管理というところが大事になってまいります。取るに足らない意匠、簡単な意匠、画像デザインが保護されないようにというところがございますので、私どもとしては新規性、創作非容易性を的確に判断するために、公知の画像デザインのデータベースを拡充し、質の高い審査を続けていきたいと考えております。

続きまして、11 ページの 2. に移らせていただきます。

一方で、手続負担の軽減というところがございます。先ほど説明させていただきました機能ごとに権利化する案については、それぞれのプログラムの機能ごと、用途ごとに出願

していただくこととなります。

一方、物品ごとに権利化する案がございますが、こちらはまさに物品ごとに個別の出願をしていただくことになると思っております。こうした画像デザインそのものは一緒でございますが、物品ごと、若しくは機能ごとに出すというところは手続負担があると思っております。これらの煩雑さを回避するために、複数の意匠を一括して作成、出願できるような仕組みも必要ではないかと考えております。これらを整備するところが我々の課題でございます。

最後になりますが、意匠審査の迅速性でございます。大規模なシステムのみならず、最近では小規模な、若しくはアプリケーションというものがどんどんつくられております。こうしたものの中には非常に開発期間が短いものがございます。1つには、一月程度で作ってそれでリリースしていくようなものもございますので、これらに対応すべく、GUIの開発期間が短縮化されているという実態に即して、私どもも事前審査を行う場合であっても迅速に権利を付与することについて検討していく必要があると考えております。これらの課題について私どもは認識して、それらを解決していきたいと考えております。

以上でございます。

○大淵委員長 いろいろと盛りだくさんな内容について、非常に手際よく、わかりやすく御説明いただきましてありがとうございます。論点は多々ございますが、ただ今の御説明を踏まえまして議論に移りたいと思います。言わずもがなのことではありますが、今後の検討につながるような、できるだけ建設的な今後発展できるような方向での御意見をいろいろな観点からいただければと存じております。

ということで、どなたからでもどの点からでも結構でございますので、御意見をお願いいたします。

永田委員どうぞ。

○永田委員 情報サービス産業協会の永田です。よろしくお願いします。

個別の話に入る前に、今までの議論の確認ということでコメントさせていただきます。資料2の中で、1ページ目の脚注及び2ページ目の脚注1番、3番で出てくる知的財産研究所の報告書は、ここに書いてあるとおり、基本的には産業界のニーズがあるかということ調査して、結果を報告されているという経緯はあるのですが、報告書作成の過程を見ていて、実際にあの報告書がどれだけ産業界のニーズをきちんと示したかということについて、疑問があるということは今まで申し上げてきたとおりです。今回、念のため、コメ

ントさせていただきます。

この報告書は、保護ニーズの根拠として上がっていますが、実際に作成される過程を見ますと、意匠制度を余り使ったことのないような企業を相手にして、説明が余り十分できていない状態でアンケートをお願いしているという経緯、それから、アンケート結果について、回答された数、回収率が非常に小さくて、産業界全体の意向を示しているとは言えないのではないかとこのところがありました。その点において、結果的に出てきた報告書の内容として、保護ニーズがないとは言いません。先ほどおっしゃったみたいに、クリエイターの方々とか、実際にデザインをやっている会社とか、そういったところで保護してほしいという声があることは当然承知しておりますが、全体として産業界の中で、保護の声が高くなっているところまでは言えないのではないかと考えています。

あともう一点、ハーグ協定を含めて国際調和の必要性というところについても十分認識しております。しかし、保護の調和を図るという観点で、保護対象を広げることが非常にクローズアップされているところがありますけれども、本当に対象だけ調和すればいいのかというところについては疑問があります。海外で同様の保護を求められるようになってきていることについては、産業界の方でそれだけの声が上がっているのかについては疑問があります。

更に、これに関しては、制度調和という部分に関して、保護対象のみならず保護の枠組みとして、審査制度を採るのか、無審査制度なのかというところもきちんと議論する必要があると考えています。今回、A案、B案が中心に説明されている中で、参考意見として、欧州のような早期の権利化を図れるような、無審査制度に相当するものも考えられるという話がありますが、余り突っ込んだ議論をされていない状態でありますので、もし国際調和を本当に議論するのであれば、無審査制度もきちんと対象として検討していただく必要があるのではないかと思います。

以上です。

○大淵委員長 どなたからでもどの点からでも。平野委員どうぞ。

○平野委員 平野デザイン設計の平野です。

画像デザインを取り巻く世の中の動きはかなり早いという率直な感想を覚えます。前回の委員会から考えると、世の中の画像デザインに対する考え方とか実際の必要性、その重要性が、物品のみではなくて画像の中に非常に強くなってきたのが、我々の社会の現状だというふうに考えています。そういう中で、ある意味でこの小委員会がしばらく開かれて

いない間でも、こんなに変化がある。そういう分野のことなので、私は事務局の方からの提案の中で、制度の運用や解釈というのは時代に追いかけて委員会で行っていくというよりも、実際の運用、解釈の仕方を時代に応じられるような考え方ということで考えると、B案というのが非常にいいのかなと思います。余り細かくこれがこれがというふうにやっていると、多分あと半年後か1年後には、全く我々が想像つかないようなアプリケーションとか、そういうものが出てくる可能性は非常にある分野だと思っているので、その辺は特許庁の中の制度とか判断の仕方をわかりやすく世の中の変化と呼応できるような方法を探ることがとても重要だと感じます。

それともう一つ、国際的な観点からは、中国がここのところを保護対象にしていこうと考えているとの御報告がありました。そうすると日本の方では保護されていなくて、中国では保護される。どうなのかわかりませんが、中国の企業が日本のものをまねして、中国で登録したときにどうなるのか。世界的な判断の中では、もうそろそろ日本もちゃんと保護の仕方とか運用の仕方をしっかり整えて、国際的な場で活躍する時代になっているのではないかと。

逆にこの画像に関しては、私の記憶では数年前からこの委員会でも討議してきたぐらい、我々の法的な部分だけではなくて、制度を含めた部分はかなり話されてきたと思っていますので、諸外国に対して、我々がここで一步リードできるようなことがないのかなと思います。

それともう一つは、先ほどクリアランス負担の話がありましたが、では逆に保護制度として規制をかけるという反面、日本発の誰もが使えるユーザーインターフェースとかアイコンというのを積極的にここで作る。ある意味で、今まで特許庁というのは守るということ、保護ということがあったかもしれませんが、少し攻めるという言い方はおかしいかもしれませんが、リーダーシップを取るというチャンスではないかと思っています。具体的な話で言えば、“くまモン”が世界を席卷しているようなこともあるわけですから、そのような考え方でいくと、日本発のいろいろな、これは誰もが使えるよというようなものがあったらいいなと思っています。

長くなりまして、済みません。

○大淵委員長　どうぞ。

○峯氏（林美和委員代理）　弁理士会の峯でございます。代理出席です。

1点、質問させていただきます。A案ですけれども、機能ごとの保護というタイトルがつい

ておりますが、これは意匠における物品性というものを外して考えていこうということなのか、それとも意匠法における物品概念を拡大していこうということなのか、いずれでしょうか、教えていただきたいと思います。

○山田審議室長 これは物品性を問わずに表示されるというものでございますので、前者という理解でおります。

○峯氏（林美和委員代理） もしそうであるとするならば、意匠法の根底を変えていくということになりますので、かなりしっかりとした検討が必要になってくるかと思えます。

○大淵委員長 高部委員どうぞ。

○高部委員 株式会社レーベン販売の高部と言います。

保護制度を利用していない方と、実際積極的に利用したい方の溝があるのは当然のことだと思っておりますが、そんな中で、例えば保護制度を余り今までも利用してなかった方のためにいろいろ支援するというところもあるのですが、先ほど平野委員から御意見が出ましたように、誰もが使える意匠とか、私はこういう保護制度をふだん使っていない方たちに、この意匠はもう使ってOKですよというような自由意匠みたいなものを提出することによって、そういう業界がもっと伸びるようなこともあり得るのかなと。自分から探しに行くのではなく、これはもう使っているものなのですよというような考えと、先ほどの誰もが使えるというもっとより積極的に、ある程度団体が共有のものを作り出すというのも非常にすばらしいことかなと思えます。

今回、物品ごとに権利化するという新たな提案ですが、整合性や自由度の点で妥当性がある案なのかなと私は思っております。そんな中で、やはり重複して登録しなければならないという問題が必ず出てくると思うのです。そういうときに今までの物品と違って、ソフトウェアの特性から重複が頻繁に起こる可能性が多いのかなと。ですから細分化され過ぎると、重複して出願するケースがたくさん出てくるのかなと思っております。

そんな中、機能ごとに権利化ということが、果たしてそのところが合っているのかという問題について、もう少し検討が必要かと思えます。それと機能分けとした場合に、上位のカテゴリーというのが、この案ではどういうカテゴリーで分けているのか私もよくわかっていないのですが、例えば、カテゴリーの部分を使用目的とか、使用行為とか、用途というようなカテゴリーで分けるとすると、もう少し別な機能の分類ができ上がってくるのではないかと感じております。

もともと物品に依存した意匠でも、用途別というような捉え方がされています。同様に

画像についてもそういう分類にすると、例えば今までデータエントリーを開発事業として  
いる事業者の方とか、ゲームを事業している方とか、家電業界とか、そういった垣根に合  
ったカテゴリーで分けるような形になれば、クリアランスの問題もありますけれども、業  
界ごとの分かれ方をすれば余分なサーチも必要なくなるのではないかという気がしており  
ます。

以上です。

○大淵委員長 大下委員どうぞ。

○大下委員 日本知的財産協会の大下です。よろしくお願いいたします。

お示しいただきました案の中でA案、B案というのがございますけれども、A案の機能  
の区分については、御説明いただいたところである程度理解はできるのですが、それ  
ぞれの区分については、昨今の技術の革新が非常に早くなってきているところで、今日  
このような区分で分けたとしても、すぐにこの機能区分が合わなくなるのではないかと  
いう懸念がありますし、商品の現場でも、どんどん機能が統合されていくという流れが非常  
に早い状況になっておりますので、この機能区分というものをどのようにしていくかとい  
うところは産業界としては非常に懸念を持っているところが一つございます。

特にソフトウェアの世界では、画像を非常にたくさん織り込んでいく状況がございます  
ので、その画像を更にめくっていくと次々と違う画像が出てくるということで、1つのソ  
フトウェアの中でも使う画像がものすごくたくさんあるという業界もございます。そうい  
ったところからは、クリアランス負担というのは過大ではないかということも意見として  
は出ています。

一方で、開発期間は短縮していくということも御説明の中にありましたが、短い期間  
の中で開発しなければいけない。一方でクリアランス負担が増大するということでありま  
すと、産業界としては、開発期間を短くしたいという要求がある一方で、それをやらなけ  
ればいけないとなると、そのバランスは非常に難しいという懸念の声が挙がっている状  
況でございます。

物品については、物品の中の画像がどのような扱いになるかは、御説明の中でも権利の  
外延が不明確になるという御説明もありましたが、我々としても、まだ情報機器という概  
念がまた導入される可能性もありますけれども、やはり概念のところ少し不明確なのか  
なと思っております。ですので、決して改正を望まないという意味ではないのですが、も  
う少し議論させていただきたいと考えております。

以上です。

○大淵委員長 和田委員どうぞ。

○和田委員 電子情報技術産業協会（J E I T A）の和田と申します。

まず始めに、今後の進め方に関してお願いなのですが、昨年度、最後の意匠制度小委員会で情報機器の画像を保護するという方向性が御提案された後、約1年経過しまして、また再度事務局からの御提案内容、複数の提案が明らかになっておりまして、業界において議論が再開できる状況になったと理解しております。

先ほども、来年の早い時期に報告書というお話がございましたけれども、今複数の御提案をいただきまして、来年の早い時期に報告書ということになりますと、十分に審議がなされないまま法制化ということになってしまうことを懸念しておりますので、報告書をまとめられる場合に、ハグに関しては状況がかなりまとまっていると思いますが、画像デザインに関しては、どれか1つの案に方向性を持っていくというのではなく、今後も検討を継続する形にさせていただければと思っております。

次に、具体的に御提示いただきました案に関してコメントさせていただきたいのですが、今御提示されている案、A案、B案いずれもまだ内容が不明確な点がございまして、当J E I T Aとしてどれかを選ぶというようなフェーズではなく、統一意見を出せる状態には今ございません。例えばA案に関しては、何人かの委員の方からも御指摘がありました、機能区分をすごく細かく設けるということ。その機能区分が適正かということに関して、まだ検討が不足しているのではないかと思います。また、いずれの案に関しても、実施行為とか侵害行為等に関して十分にまだ議論が尽くせていないのではないかと考えております。

御承知のとおりJ E I T Aの中では、保護拡大の賛否両論がありますが、今後前向きに議論を進めるために、今まで産業界から出されている懸念を払拭するために、権利効力の範囲とか実施行為や侵害行為の定義の明確化、クリアランス負担軽減の具体的な指針の御提示など、さらなる御説明、あるいは議論の材料の御提示を希望したいと思っております。

また、資料の中でその他の御提案ということで触れられておりましたが、他の法領域との関係の検討が必要ですので、産業界の懸念が解消されるような法改正案の制定に向けて、引き続き検討がされるべきと考えております。

以上です。

○大淵委員長 林委員どうぞ。

○林千晶委員 今回から初参加させていただいている林です。私は法律の方の専門家ではございませんので、個別の案に関してどうこうということではなくて、全体に関してコメントさせていただければと思っています。

今回、意匠の対象となっているG U Iの領域、あるいはスマートフォンといった領域は、従来の物品以上にすごいスピードで世界と戦う領域だと認識しております。これは私はクリエイティブ・コモンズでも5年以上活動してきていますが、国内だけを見ていても何も議論は進まず、世界だけがどんどん進化していく。この中で世界とどういうふうにかちんと調和し、あるいは戦っていき、日本がリードしていくのかということを見ると、世界がこうやって進んでいく中で、日本がどれぐらいのスピードでどういう決断を出していけるのかというスピードがとても重要なのではないかと考えております。

また一方で、権利を守るということもありますが、何人かの委員の方がおっしゃっていたように、グレーが多過ぎるとそれは白いところも少なくしてしまう。つまり今回審査の領域を広げ、何がグレー、何が侵害であり、何が使えるものなのか。つまりその議論がきちんとされるということは、自由に使える領域も増えてくる。グレーでどちらにも進まないということではなくて、どこが侵害でありどこが逆に自由に使えることなのかということが、今回のクリアランスツールが技術的なことによって進化することで、安心して使える領域も格段に増えるのではないかと。そういうことが実現する仕組みになればいいなということを期待しております。

以上です。

○大淵委員長 茶園委員どうぞ。

○茶園委員 画像デザインは、もともと物品との結びつきが薄いものです。昨年、情報機器という案が出されましたが、その案はそのような性質のある画像デザインを何とか現行制度内で保護しようとされたものでしょうが、その分わかりにくいところがあったと思います。これに対して、今回出されたA案は、その画像デザインの性質を素直に表したという点で、わかりやすくなっているのではないかと感じました。

ただ、A案については、これまでいろいろ委員の先生方から指摘された機能区分の現実性の問題がありますし、もう1点、物品性との関係の問題、すなわち、A案を採ると現行の物品性要件を外すということになるという問題もあります。その点も更に詳しく検討する必要がありますけれども、私は、画像デザインは、現行制度に付加される部分という形になるでしょうし、画像デザインについて物品性要件を外しても、本体といいますか、現

行制度は恐らく影響されないでしょうから、大きな問題になるということにはならないのではないかと考えております。ただ、そういうものを新たに付加するとしますと、現行制度との関係をきちんと詰める必要があるでしょう。

具体的には、同じようなデザインが両方の制度で保護される可能性であるとか、一方の制度で保護されているものが、デザインとしては同じものが別の制度でも保護されるのかという問題です。恐らく同じものが両方で保護されるというのは適当ではないと思いますから、そのための対応策を検討する必要があります。

もう1点、侵害に関してですが、侵害行為の中から、エンドユーザーの行為を除くということが一つの検討課題だというように書いておられます。私はそこまでする必要があるのかについて疑問を感じています。現在でも侵害物品を企業内で使えば、それは使用で侵害になります。画像デザインに関してだけ、エンドユーザーの使用行為を侵害行為にすべきでないとの必要性が、それほど大きなものかということについては疑問がございます。

とりわけエンドユーザーの使用行為を除くことにすると、企業内で社員がインターネットを見るという行為はともかく、例えば企業で現実に商業的に使われている場合であっても、それも侵害とならない、よって保護が及ばないということになりますから、その点は適当ではないのではないかと考えております。

以上です。

○山田審議室長 今、茶園先生から御提示のあった最後の点だけですけれども、私どもの意図としては、画像デザインに関しては、まさに表示させてみるまで何が映るかわからないという特殊性の中で、おっしゃったような会社でインターネットを見て、侵害画像が出たときには、それは実施していると言わざるを得ないので、一応その意味ではA案ですと一律に使用行為を外した上で、おっしゃったような企業でワーッとみんなに使用させているものについては、これはみなし侵害規定を置くということで整理しておったということがございます。

○大淵委員長 いろいろ御疑問等も少しずつはクリアになりつつあるのではないかと思います。石井委員どうぞ。

○石井委員 自動車工業会の石井でございます。

最初に委員長から御指摘のあった、今後につながる建設的なのところにお応えできるかわかりませんが、少し私どもの意見とお願いをさせていただきます。

この議論は、もともとデザインについて、日本の競争力を高めていきたいと思いますという趣

旨で検討されていると思っています。資料2に書いてございますように、操作性を向上させるような優れたデザインであれば保護されるべきという趣旨をもう少し概念的に整理していただけると、A案、B案なりの産業界にとってのメリット、デメリットを考慮しつつ、どちらに踏み出すべきかということがわかり易いのではないかと考えております。操作性向上、優れた創造的というのがどのようなもので、どのようなものを保護していくと日本の競争力を高めていくのかということ整理して、そうするとA案、B案のどちらがよさそうかというのが見えるのと、また、優れたとか創造的なものを多少明確にさせていただくと、クリアランス負担の不透明感というところが多少整理して議論しやすくなるのではないかとこのところがございますので、もし可能でございましたら、その点について整理いただいて御教示いただくと有り難いと思っております。

もう1点がハーグの件、ほかの委員も御指摘ございましたが、こちらとこの画像のところは、ロカルノ分類等も含めて関係する中で法改正が別のタイミングになるということであれば、そのあたりをどのようにケアされるか、若しくは一体にするべきなのかということも御教示いただくと、次もう少し私どもも勉強させていただいて意見をお話しできるような気がしております。

以上でございます。

○大淵委員長 次々に建設的な意見をいただきまして、次第に論点がクリアになりつつあるのではないかと思います。研究会等でいつも申し上げることですけど、なるべくでしたら早く出していただいた方が議論が深まりやすいので、最後の隠し玉というのもいいのですけれども、なるべくであれば早めに出していただいた方がよろしいかと思いますので、御遠慮なさらずにどうぞ。

○水谷委員 弁護士の水谷でございます。

只今、A案、B案についてそれぞれの御意見を伺っていたのですが、どちらの案がより望ましいかということを考える前に、制度的にどちらがより権利範囲が広いのか、狭いのか、という観点からA案、B案を見ますと、A案は機能単位で権利を付与することとしておりまして、一方B案は情報機器というような形式的な物品の区分で権利を与えるということになっております。この点だけ考えますと、B案の方が権利範囲は広いのだろうと。つまりA案というのは、情報機器等で使われる画像を機能ごとに分割して、その分割した機能ごとに権利を付与するという考え方ですので、いろいろ機能がどんどん増えていくからわかりにくいとか、類似機能をどう判断するのかという個別の問題はあろうかと思うの

ですが、大づかみで見た場合には、A案の方が、B案と比べた場合に、付与される個別の権利の幅は狭いのかなと考えております。どちらが望ましいのかというのは立法政策の問題で、評価、判断が必要かと思いますが、客観的にはそういうことなのかなと考えております。

次に、ここでの機能についてですが、確かに昨今の状況で言えば、画像に関する機能は次から次へと生まれてきておりますので、ある時点でこういう機能の分類表に従って出願してくださいと言われても、6か月たって1年たったら、どんどん聞いたこともない機能が出てくる。こういうことは、まことにそのとおりだろうと思います。

その場合に、例えば商標の指定役務の分野などを考えますと、指定役務はサービスでございまして、特にインターネット上のサービスは日々生まれております。したがって、商標を出願するときに、指定役務として記載する役務の内容というのは、審査基準の分類に載っていないようなものが、どんどん出てくる。そういう意味で、既存の基準には含まれていないような役務に関する出願がどんどん出てくるのは、商標の指定役務の世界では、既に現実になっているのかなというふうに思っております。

そうすると、意匠の方は、役務ではなくて、機能ということで、少し観点が違いますけれども、画像の意匠につき、新しい機能が次々と出願されてくる、この場合に、指定役務では、それほど大きな混乱が起きていないとすると、指定機能の方でも、物品に係る機能で混乱が起きることになるのか、そうではないのか、この点は是非御意見を伺いたいと思っております。

それから3番目ですが、先程、使用の点に関して、茶園委員が意見を述べられましたが、私もかなり同じ意見でございまして、例えば、自動車でも、ブルドーザーのデザインでもいいのですが、当然意匠権が成立しております。そうすると、意匠権を侵害しているブルドーザーや自動車を人々が運転していると、これは客観的に見ると、意匠権を侵害していることになる。業としてというような要件が満たされる限り。そうだとすると、画面上での使用の場合だけに、何故にユーザーを侵害から制度的に免責しなければいけないのかというのが、ちょっとよく理解できないというところでございます。

ユーザーによる業としての使用については、これまでもずっと継続して存在していたと思いますが、現実には、権利者は、ユーザーが潜在的な顧客であることから、権利行使をためらわれておられます。そうすると、画像デザインについてだけは、例外的に権利行使するという立法事実があるのであれば、免責の制度的な担保が必要になると思うのですが、

そのようなことが予測されないときに、なぜそういうことを考えられなければならないのか、ここはよく理解できない、というのが個人的な感想でございます。

以上です。

○山田審議室長 一応クラリファイをしておきますと、A案は機能で区分されていくということで、B案は情報機器と水谷委員からお話がありました。B案で個別の物品の区分をどうするのかというのは、情報機器というのも前回お示しした1つの類型でございまして、B案の中の1類型ということだろうと思います。B案でどういう物品区分にするのかというのは、情報機器という物品区分にするという考え方もあれば、もう少し常識的なパソコンとか、スマートフォンとか、タブレットとか、そういうふうな形で区分していく考え方もあろうかと思えます。

ちなみに現行の物品の区分では、電子計算機という区分はございます。仮に現行の電子計算機ということであると、おっしゃいましたように恐らくは機能で区切っていくものに比べてB案の方が広いと言え、先生のおっしゃるとおりかと思っております。

それから、機能区分の表ですけれども、これは現行の物品の区分表でも、その区分表にないものについては備考という欄で、同じ程度の粒度のものを自由に創作して書いて出せばいいということになりますので、機能についても、新しく表にないものについては現行の物品の区分と同じように、新しい機能のものであればそれはそういうものとして自由にお書きいただくということだろうと思います。それで恐らくは機能区分については非常に変化が激しいということでありましたら、そういった備考で出てきた新しい機能の概念がある程度まとまったところで、その区分の表を逐次見直していくということかと思えます。

それから、最後の使用の点は、おっしゃるように本当に意匠法をよく御存じの方々からは、有体物と同じだという御指摘もございます。その点は私どもも十分理解しているつもりです。他方、本当にソフトとか、アプリとか、ウェブとかそういった世界で、全然今まで意匠法を知らない方々との関係においては、ユーザーがスマートフォンで表示された瞬間にそれが侵害だということについて、もちろんプライベートユースについては業として外れるわけですけれども、今仕事でタブレットとか、スマートフォンとかを使っている人はいっぱいいるわけで、インターネットの自由とか、そういうことを標榜されるような方々との関係においては我々は少し慎重であるべきではないかということで、このように書かせていただいております。

○大淵委員長 どうぞ。

○峯氏（林美和委員代理） B案についての見解なのですが、水谷委員が話されたように物品を単位にして登録していくということですが、ではB案でいくと、物品がベースになっているから権利の範囲がわかりやすいかということ、これもなかなか難しいのではないかと思います。というのは、先ほど山田審議室長が話されましたように物品の類似というものは、物品自体の用途機能に加えて部分、要するに画像ですね、画像の用途機能も加味して判断されていく。

例えば、スマートフォンについての権利がある。そうするとスマートフォンの分野だけ、電気通信機械器具だけ調べればいいのかということになりますけれども、ではスマートフォンの登録になった画像がどういう機能を持っているのか。そこまで調べていかないと電子情報機械、スマートフォンについての意匠権、それだからうちは冷蔵庫に使うから関係ないよねということにはなかなかならない。冷蔵庫に使う操作パネルに現れる画面をデザインするに当たっても、スマートフォンの分野についてもやはり調べていかないと。スマートフォンの分野において、例えば温度管理という機能を持つ画像があるかもしれない。ということになりますので、このB案、一見物品単位だからわかりやすいというふうに見えるかもしれないけれども、結構難しいところがあるというように思います。

それからA案についてですけれども、先ほど審議室長の方から、物品概念拡大ではなくて、物品から離れるのだというお話がありました。しかしながら、物品概念拡大という形でのA案の位置づけもあるのではないかと個人的には考えております。

いずれにしても今回出されたA案、B案、わずか3日前に御説明いただいたものですので、弁理士会としてはまだ十分検討できておりません。画像の保護拡大ということについては、従前から話していますようにこれは大賛成でございます。しかしながらA案、B案どちらが好ましいかということについては、今回まだ表明することはできないということをお承知おきください。

以上でございます。

○大淵委員長 浅見委員どうぞ。

○浅見委員 東京理科大学の浅見でございます。

2点ほど御指摘させていただきたいと思います。

1点目は、A案についてですが、審議室長の御説明ですと、機能が拡大していったときに、備考で自由記載を認め、それを区分に追加するとのことですが、それは非常にわかり

にくいと思います。例えば外国から見たときに、日本ではよくわからない機能を追加していく、そのときに権利範囲がどうなるのかがわかりにくいという気がいたしますので、こういった新しい区分を設けることには懸念があります。これからハーグ協定に加入しようというときに、日本だけが独自の区分を持つことが、日本の国際社会における立場として適切なものかという観点からも御検討いただきたいと思います。

それから2点目ですが、インフラ整備についてです。これは非常に良い取組であると考えております。こういったツールがあれば、いろいろな方が使うことによってクリアランスが非常にやりやすくなるだろうと思います。これは4年とか5年とか長い期間をかけるのではなく、是非早急に進めていっていただきたいと思います。

その一方で、私も特許ではありますが審査官をしておりまして、最後は人の判断になると考えております。幾ら画像でマッチングして近いものが検索できるとしても、全体の印象を捉えると違ふとか、あるいは一見機械的には違ふように見えても、実は人を見ると非常に似ているものであるということはあると思いますので、多少のノイズはあっても漏れのないようなシステムをつくっていただきたいと思います。漏れがあると、クリアランスをしたのに、似たものがあつたということにもなりかねませんので、漏れのないシステムの開発を要望いたします。

○大淵委員長 橋田委員どうぞ。

○橋田委員 芝浦工業大学の橋田です。

私はクリアランスツールにつきましては、画像やアイコンを放り込むだけで検索ができる画像検索は非常にいいシステムだと思います。デモンストレーションのシステムを早急に作り、試験的にいろいろな人にさわってもらって意見集めて、いいものをつくっていったらどうかと思います。また、最初の方に言われた自由意匠ですね、使っているものがアプリケーションの中で検索、クリアランスツールの中でもわかるようなことに是非していただきたいと思います。大学では学生がアプリケーションをたくさん作ります。それはデモですけれども、いつの時点で世の中に出て行くかわからないものもありまして、そういった意味で安心して使えるものが必要ではないかと思います。

それから、このような意見を言ったら怒られるかもしれませんが、機能区分は要るのでしょうか。グラフィックの形ですから、あと機能融合がどんどんしていく中で、備考欄を設けて複雑に細かく区分けしていくよりは、全てを一緒にして検索できるようなものにしてはどうか。ある会社がこの区分を出しても、また同じようなアイコンが別の区分で使わ

れることが考えられるので、そのような区分は不要ではないかと思いました。

以上です。

○山田審議室長 橋田委員、最後の点についてだけ申し上げたいと思います。我々、A案として機能区分というものを提案させていただいた背景としましては、産業界の方が全ての画像のクリアランスをするのはとても大変でできないということから、機能というもので区分してみたらどうかというクリアランス負担の観点から出てきたアイディアでございます。ただ、これはきょうの議論でも出てきましたように、ハーグルートというものと整合しているのかと言われると、そこは必ずしもそうではなくて、運用でできる部分もあるかもしれませんけれども、諸外国にはない概念を入れているということは事実でございます。日本の産業界が外国の企業と比べても、ものすごく他人の権利を踏むということに慎重であるという、クリアランス懸念が非常に強いのだということ踏まえた案となっております。

そして、別表2のA案の一番下の赤い四角で書かせていただいておりますけれども、これは本当にクリアランスツール、クリアランス負担ということから、機能ごとに権利化する案というのが出てきているわけでございますので、この表の一番下の赤い枠囲いの中に書いてございますが、クリアランスツールの整備が本当にいいものができて、クリアランス負担が大幅に軽減されれば、そもそもそれは機能区分ごとに、その意匠権を設定することなく受入れ可能な制度も、それはそういうものをお示しできていない中では、まだそういう点はできていないのですけれども、きょうお配りして唯一説明してなかった参考資料2というものがございまして、開発したG U I等を特許庁のホームページで読み込ませれば、登録意匠として同じような登録意匠が似ている順から次々と表示されるような仕組みが本当にできていくのであれば、恐らくその時点で国際的にも、国際的と言っても欧米でございますが、欧米とは整合的な機能区分によらない考え方も実現できるのかもしれない。

以上でございます。

○橋田委員 ありがとうございます。確かにそのとおりだと思います。そのツールの出来具合によってだと思います。

○大淵委員長 どうぞ。

○峯氏（林美和委員代理） 度々済みません、弁理士会の峯です。

先ほどのクリアランスツールの件でございますけれども、変な言い方ですが、果たして

予算の使い方として適正なのかという疑問を持っております。といいますのは、画像デザインの意匠出願は年間数百件、これが保護範囲が広がることによって増えるとしても、現在の意匠出願3万件のうちのかなり少ないパーセンテージであることは変わらないと思います。その中で検索ツール、今までにないいわゆる顔のマッチングであるとか、指紋のマッチングであるとか、どこにあるかがわかっている、定性的に定量的にデータ化しやすいものとは全く違う分野でのマッチングということになりますので、この開発費用、早くという意見が大分ありましたけれども、そんなに早くできないだろうなと私は思っていますが、お金もかなりかかってくると思います。それを果たして意匠出願のうちのわずか何%かという方々、ユーザーのためにお金を使って、どうなのだろう。もしそのマッチングシステムというものが、画像デザインあるいはプログラム業界の育成のために必要だということであれば、これは意匠課、あるいは特許庁予算ではなくて、経産予算という方向で賄っていくべきだという考え方は無理でしょうか。

○羽藤長官 その点は御安心いただきたいと思います。これは将来のことを考えて、しっかりと本省とも相談しながら、特許庁において将来の知財の創造や活用のために予算をかけて、そして、速やかに提供することができるように取り組んでまいりますので、どうぞ御安心ください。ありがとうございます。

○峯氏（林美和委員代理） よろしくお願いします。

○大淵委員長 少し気になったのは、少ないというのは、今は少ないのでしょうか、これから盛り上げようというときのものですから。

どうぞ。

○山田審議室長 その点につきましては、今日の資料2の3ページの脚注のところに海外の登録数が出ておりますけれども、ヨーロッパでは既に画像に関して12,000件の累計登録数になっておりますし、各国でも画像の出願件数は最も伸びている分野だということは、私ども以前海外出張報告したときにも、この小委員会ですべていただいているところでございます。

○大淵委員長 どうぞ。

○山田意匠制度企画室長 御指摘のところを承って我々の方も考えていこうと思っております。クリアランスツールにつきましては、世界各国で実は既に検討を重ねられておりまして、アメリカやヨーロッパについても、意匠の世界の中でそれを使うのだということで、意匠制度の担当者が真剣にこれに取り組んでいる状況でございます。残念ながらアメリカ、

ヨーロッパはまだ成功に至っていないところがございますが、御指摘のとおり、我々は先駆けてやりたいというところは意向を汲んでいただければと思っています。

それからもう一つ、ツールといいますのが、多分なお金がかかるのではないかといいところもございますが、技術進展も進んでおりまして、実はそれほど大きなお金をかけずにいけるのではないかと考えております。ただ、いいものを提供するというところでは、そこはきちんとある程度お金をかけつつ、皆様方に使っていただけるものを御用意したいと考えております。

それから補足いたしますと、我が国の画像デザインについても、3年前、4年前に比べますと倍ぐらい出願されていまして、当時は500件だったものが、今は1,000件までできております。アメリカについても800件だったものが、1,500、2,000までできております。先ほど審議室長からも説明があったとおり、伸びている分野であることは間違いございませんので、そのバランスを取りながら、きちんといいものを御提供させていただきたい。かつ当然早くということは肝に銘じておきますので、よろしく願いいたします。

○大淵委員長 ほかにいかがでしょうか。永田委員。

○永田委員 情報サービス産業協会・永田です。

先ほどコメントができなかったのを追加します。A案、B案についての賛否ですけれども、これも他の団体等と同じで、提案いただいてまだ日がない中で、団体内での検討はこれからという状況ですので、いずれが良いかという選択はまだできない状態であります。ただ、お願いしたい点としては、既に御意見が出ていますけれども、権利行使の在り方とか、侵害行為をどういうふうに押さえられるのかという部分については、まだ議論されていない状況で、ここは非常に業界としては懸念されているところが大きいところですので、是非検討した上で案の検討に入ることをお願いしたいと思います。

特に我々の業界としては、大規模なシステム開発をしている中で、たくさんの機能、たくさんの画面を含んでいるシステムを作っている関係がございまして、もし一機能の一画面が侵害してしまった場合に、全体のシステムが差止めを受けることが起きると、非常に影響が大きくて理不尽だということを思っています。そういう中で差止め請求の在り方に関しては、折しも知財推進計画2013の中でも適切な権利行使が議論されていると聞いていますので、こういった部分を含めて是非御提案、御検討いただきたいと思います。

あともう1点、クリアランスツールについて確認ですけれども、これは非常に便利そうで、確かに使えるといいなと思っているのですが、実際に画像を作ってみて、引き合わせ

で見て、類似か非類似かという判断はこれでできるというものではないかと思っています。そのあたり、どういった利用の場面になるのか簡単に御説明いただけますでしょうか。

○山田意匠制度企画室長 まだ検討段階でございますけれども、これはただ単純なる画像マッチングだけでは、皆様方御想像のとおりのところ、類否から外れるものも出てくるだろうと思います。ただ、先ほど委員の中からも御意見があったとおり、まず漏れないことが大事であろうというところは重々承知しております。かつ我々の実際に審査をしているところで取れている情報というのは、また別途ございます。例えば本願と引用の関係でありますとか、それらを本来でしたら御提供しなければいけないのですが、著作権の壁があって公知資料等々は御提供できていない状態でございます。ただ、これらの中にはひもづけが既にされているものがございます。本願と参考文献、例えば引用文献との関係、こうしたものをうまく応用できないだろうかと考えております。ですので、できるだけおかしいものは出てこないだけではなくて、ひもづけた情報が画像そのものに持たせておけば、ある程度のものできるのではないかと考えております。

かつ、その上でまたもう一つ御指摘があったとおり、使用していただいた上でその経験、御意見を反映していくところは重ねていこうと考えておりますし、少しチャレンジングではありますけれども、きちんとそこはやっていきたいと考えております。必ずしも類否判断というところでは、まず漏れないというところが重要だと思っておりますけれども、それらについても取り組んでいこうと考えております。

○永田委員 ありがとうございます。1点ちょっと私の方から気になったことを申し上げますと、前にこれの説明を事前に受けたときに、実際のクリアランスツールとしては、候補の画像を入れるとそれと似たものが数多く出てきて、似ている順番でリストアップされてくるという感じを受けたのです。

その中で、どこまでが類似でどこから非類似なのかについては、線引きは特にしないという御説明でした。似たものがたくさん出てきてどこで線引き判断するかというのは自己責任だということで、プロだったらその辺は何かわかるでしょうという話をされたのですけれども、たくさん出てきたからなおのこと混乱するとか、判断に悩むということは結構あります。しかも画面の数が数百、数千レベルの大規模システムを作っている側になると、これを検討していく中で、ツールがあると便利だと思う一方、情報がいっぱい出てくれば果たして便利かというところ、そこはまた別のクリアランス判断の難しさが出てくるということはあらかじめ御承知おきください。

以上です。

○大淵委員長 平野委員どうぞ。

○平野委員 今のクリアランスツール、運用面のインフラ整備のお話をさせていただくとすると、当然これはクリアランスの負担が目的でということはあると思いますが、それ以上に世界の画像デザインのデータベースが日本にあるというのはちょっとすごいかなど。それってもちろんこういう意味ではクリアランスのための検索エンジンというのがあるのですが、それ以上に日本国内の画像デザインの、そういう意味でのリーダーシップを取っていくという意味でも、世界のデータベースのライブラリーがあって、それが検索エンジンとしても使えるのだけれども、いろいろな意味で、先ほどほかの委員の方もおっしゃっていましたが、教育だとか産業の部分で日本がリーダーシップを取るためにも、学校で使えとか、その中身のデータベースの価値もすごく大きな価値観になっていくと思います。それと並行して先ほど言ったような権利フリーのアイコンとかGUIというの、日本のこの分野の産業の育成というのか、振興という意味ではすごくいいツールだなと思っております。

○大淵委員長 ほかにいかがでしょうか、どなたからでも御遠慮なさらずに。そろそろ、隠し玉なのかどうかは別として、御遠慮なく皆さんお出しいただければと思います。今日はなるべく前広に幅広く御意見をいただいて、次回以降のものにつなげようということで、ユーザーフレンドリーな特許庁であればこそユーザーから、ユーザーでなくても幅広く御意見をお聞きして、それを取り込んだ形でまた次回以降の議論につなげようという非常に重要なベースで、少し間もあいておりますので、なるべくいろいろな点、クリアにしたい点とか、あるいはこちらの方法に御希望があるというのを前広というか、早めに出していただくのが重要だと思いますので、御遠慮なさらずにどなたからでもお願いいたします。

本当に御遠慮なさらずに、一回言ってももう少しつけ足すとか。それと、これは会議の妙味なのでしょうけれども、誰かが御発言されるとそれに触発されて、またいいアイデアが出てきたりということがありますので、何かお気づきになった点がありましたら。会議が終わった後でお聞きするのもいいのですけれども、できれば皆様で共有しておいた方がいいかと思っておりますので、御遠慮なさらずに。ここでの議論で触発されて出てきたいいいアイデアとかいろいろなものがあり得るのではないかと思いますので。

林委員どうぞ。

○林千晶委員 質問させていただいてもよろしいでしょうか。このA案、B案とは別の話

だと思うのですが、先ほど審査、無審査の制度というお話もあったかと思うのですが、そこは今日の議論ではない感じですか。ちょっと私が気になっているのは、著作権と同じように、結局早くやってほしい。でも変なものが結局権利になってしまっていると、ほかの人たちから何でこんなものに意匠権が与えられてしまったのだという、早いと、でもきちんとやってほしいというものは、どう考えてもコンフリクトになっている。

その中で、例えば2次の審査ということが可能なのか。つまり1次審査は基本的に余りにもひどいものという、少し言い方は変かもしれませんが、そもそも該当していないというようなすごく迅速に行われるあり得ないものだけを対象外としておき、しかし本当にそれが、先ほど石井委員がおっしゃった操作性の向上、優れたデザイン、創造的であるというのはそう簡単に審議できるものではなく、個別の裁判や個別事象によって、より本当にそれが創造的なのかどうか判断がなされる。その2つ目によっても、認められたものと最初の1次審査というものが二重にやることによって早いということと、でも変なものまで全部入れてしまわないというような、そういうものがクリアされるような、そういうことは可能なのでしょうか。

○大淵委員長 誰がお答えしてもいいのですが、お答えになりますか。

○山田意匠制度企画室長 今の御質問のお答えになるかどうかということで、少し各国のやり方、無審査の国のやり方を御紹介いたします。例えば欧州型と言われるものは、ここにすごく簡単に書いてございましたが、基本的には方式的なフォーマリティーチェックをした上で、即座に登録になるものでございます。ただし、その後にそれが本当に有効か無効かというところで、無効審査ということで無効申請をして、これは本当に有効なのかということで、それを事後的に審査するという制度もございます。

それから、特許の世界でもあるような制度が意匠の中に北欧の地域を中心に取り入れられたものがございまして、公告異議申立制みたいなものがございます。これは先ほどのものに似ているのですが、一旦、公告してしまう。その後に一定期間の中で、これが本当に有効なのかどうか。本当に公告された後、異議を申し立てて権利化。そのまましておいていいのか、してはいけないのかを申し立てて、結果それを登録しないという制度もございます。

そのほかに非登録の関係で、不正競争防止法に非常に近いのですが、非登録で保護する制度、それから寄託登録制度、預けておくだけという考え方の制度もございます。これは各国の事情と産業構造といたしますか、何が自分のところの主力産業なのか、服飾産業みた

いなところが非常にはやっているといえますか、それが主力産業のところは早いスピードが重要ということで、先ほど申し上げたような無審査制度を採っている国がございます。

一方で、機械工業とか少し高度なものを作っているような国、アメリカとか日本、今ですと韓国というのは、むしろ事前審査を望むという考え方で、国ごとに実は産業構造に合わせた意匠制度は様々採られているところでございます。

これは特許の世界でも同じなのですが、それ以上にバラエティーに富んでいるのが意匠制度でございますので、ここでもし他の法域の関係で無審査を議論するとなれば、我が国のこの画像デザイン、若しくはその他の分野において、どれが一番適切で皆様方が一番困らないのか、お金をかけずにいくのかを考える必要があります。

それからもう一つあるのは、事後的な審査になりますと、結果、オウンリスクが非常に多くなります。事前審査というのは、我が国の中で持っている公知資料とか、我々が各国から仕入れている、それから過去の登録例から全て調べ上げて審査しているわけですが、こうしたものを民間の方々が入手するのは非常にコストがかかります。どちらがいいのかということもありますので、そうしたことを仮にクリアランスツールができ上がった一定期間の後であっても様々な考えがございますので、これらを議論していくところでは、綿密な各国の状況を踏まえて、国際事情の観点も踏まえて議論していく必要がありますので、御紹介にはとどめますが、今言ったような各国事情がある。それで各国の制度も違うということがありますので、是非それを参考にさせていただければと思います。

○大淵委員長　どうぞ。

○本多意匠課長　補足させていただきますが、無審査と言いますけれども、それ以前に手続をするしない、著作権のような無方式で、全く手続をしなくても権利が発生するものもあります。特にそういう形式については、今申し上げましたようにものすごく商品サイクルが早いファッションのようなものは、手続するのさえ余り望まないということでございます。

その次に、手続をした上で登録という形式をとって、あとで権利主張するときに証拠をはっきり残す。その形式について事前に全部チェック、審査をするか、それとも登録しておいて後で必要なものだけチェックするという一方で、無効の申請をするとか、日本の実用新案の評価書制度のようなものとか、そういう組合せがいろいろあるということでございます。

ちなみにヨーロッパでは、事前の審査をしません。ただし、出願手続をしておく制度の

ほかに、日本の不正競争防止法のような、手続もしないで、商品を市場に出せば、3年間権利が発生するという形式で保護される制度がございますので、その辺はかなりバリエーションがあるということでございます。

○大淵委員長 非常に盛り上がってきて、先ほど建設的と申し上げたのは、まさしく今言われたようなことだと思います。恐らく今後進めていくには短期と中長期と両にらみでないといけないので、それら両方をにらみつつ広い視野からいろいろ検討するというので、先ほどありましたとおり制度案のオプションというのはかなり幅広にあって、その中から何を選んでいくべきかということかと思っております。

委員長は余りしゃべってはいけないのですが、余りしゃべらないのもあれなので言いますと、私はこの手のことをいろいろやっていますけれども、いつも思うのは抽象論、観念論だと、いつまでたってもああでもないこうでもないというのが続きますし、そうではなくて、具体論というか個別論に入っていくと大体議論が地に足がついてきます。本日は久しぶりに再開したのですが、1つ提案したらまたそれに触発された具体的な御意見があり、また、短期、中長期で考えていくということで、そういう意味では今後のいい方向性が出つつあるのかなというのが1点です。

それから、私は前からこれをどこかで言わなければと思っていたのですが、やや例はよくないので、前は特許は裁判に似ているという例を使ったので、今度は法学ばかりやっているとちょっと偏っていると思われるので、医学の方に例を移してみますと、やや例は不穏当かもしれませんが、病院で考えると、ユーザーの方がクランケというか患者さんで、特許庁の側がドクターの側だと思うのです。病気を治したりするには患者さんとドクターと協力してやっていくということだと思います。どちらが主役かと言われると、私はドクターよりは患者さんの方がやや主役ではないかと思えます。そういう意味でも、そちらの方から、ここが痛いということを出していただいて、こちらが必死に解決を図ろうという、まさしく今日はこういうようなことで。

そして、先ほどのところにつながってきますが、抽象論だとよくわからなかったけど、だんだんAとBとあってそれを細かくやるにつれてそれぞれがわかってきて、最後はA、B含めてその他諸々を含めた上で、結局はドクター及び患者さんにとってベストな、自分の病気のために一番治してほしいものはこれだということに落ちついていくので、そういう意味では抽象論観念論だけやっても仕方がないから、細かい話も含めて分類はどう作れるなどと、具体論個別論をやらないと恐らく議論は進まないのではないかと思います。

す。

恐らく今日の議論を踏まえて次回ということになるかと思いますが、項目だけでも早く出しておいていただいた方が、次回以降の議論に通じるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

どうぞ。

○永田委員 情報サービス産業協会の永田です。度々済みません。

先ほどの林委員のコメントに非常に触発されてしまったのですが、前から申し上げていることになりましたが、意匠改正議論以前にデザイン保護が必要だということについては、全く異論ございません。ただ保護が必要というときに、何を以て保護するかという保護手段については、著作権でのアプローチ、不正競争防止法でのアプローチ、意匠の場合でも審査制度から早期審査、無審査的な話をするのかというところで、いろいろなオプションがあるということはおっしゃったとおりに思っています。

その中で意匠法での保護ということを含めると、きょうの議論の大半を占めているようにクリアランスの問題というのは大きい。ツールの話などいろいろケアをしていただいている部分は非常に評価できる一方で、それが意匠制度のある種ジレンマというところはあると思っています。そもそも論として、画像の保護に関して議論はありますが著作権で保護されているし、きょうの資料2の中でも後半の方で、応用美術との関係というところも出てきたとおり、そもそも著作権の部分でかぶるところがあるかと思っています。多分、この点は画像デザインを意匠で保護した場合にも、必ず審査の部分で悩ましい問題が出てくると思っています。そういう点を含めて、意匠で保護するという前提で今ここの議論に立っていますけれども、著作権などの保護、若しくは他の法域での保護のところも十分守備範囲に入っている中で、クリアランスの負担とかそういう諸問題を乗り越えて意匠で保護する必要が本当にあるのかということは、再度議論の必要があると思っています。

以上です。

○大淵委員長 ほかはいかがでしょうか。どうぞ。

○増田委員 ゼブラの増田と申します。

クリアランスツールの件ですが、わかりやすいツールがあればユーザーとしては大変助かりますが、そうは言っても、それだけで白黒がはっきりするようなシステムというのはコスト的にも時間的にも開発に無理があるのではないかという気がします。例えば、商標でも称呼、外観、観念という類否判断の基準があっても、最後はやはり人がアナログ的に

判断するようなどころもありますので、ある程度までツールに頼って判断できればいいのではないかと。それよりは開発のスピードを優先していただいた方がいいのかなという気がしました。

もう一つは、私たちは本業が画像デザイン保護とは余りかかわっていないので少し無責任な発言かもしれませんが、今回ハーグ協定に日本が加盟する時期が決まっています、その時期が近づいていると思います。議論する上で余り時間をかけてしまうと、「画像デザイン保護」は、諸外国から遅れを取っている分野ですので、それは忘れないで進めなければいけないかなという気が、本日の議論を聞いていてしました。

以上です。

○大淵委員長 どうぞ。

○林千晶委員 更に意匠からまた少し離れてしまうのですが、私はMITメディアラボで所長補佐もやっているのですが、MITメディアラボというと世界最先端の技術が集まり、その領域の専門家が集まっている組織というふうに思われることも多く、実際に非常に優秀な方々がいるのですが、その方々がよく言っているのは、完璧な仕組みは作れないと。特にこれだけ複雑化していて変化が早い中で、完璧さを求めて瑣末なところに行っても何もできないと。それよりはレジリエンスと言われている、そのときによく悪い例で出てしまうのが福島原発の問題ですが、原発がトラブルを起こすことはありませんという前提で全ての仕組みが生まれ、でも起こることもありますよ、そのために住民に何を配っておくべきなのですかということをして無視して、仕組みが組まれる。

今のこの意匠のものも、もちろん大切な問題は事前に議論した方がいいと思うのですが、想像もしていない様々なトラブルが実際に起こると思います。起こるという前提で議論しないと、その起こらない仕組みは誰がしてくれるのかということだと思ってしまうので。大切なのは、そのトラブルが起こったときに、柔軟にその仕組みを変えられるということを織り込む仕組みをきちんと作ればいいのか。だから特許庁の方もすごく一生懸命作ってくださると思うのですが、だから完璧ですではなく、だけど変化が早いのでその領域においてきちんと、先ほど審査、無審査の中で異議申立てがあったときに、すごくそれを柔軟に対応するよう、1回認めたのでそれを変えたくないのですとか、そういうことではない仕組みが組まれたら、ますますいいのではないかと思います。

○大淵委員長 今回の御意見は柔軟な制度が望ましいということで、思い出すのは、付与後異議制度が平成15年改正で一旦なくなってまた戻るということで、かなり柔軟にその時々

の状況ニーズ等に応じて対応してきているのが特許庁の特色だというふうに思いましたが、動きが激しければそのように対応するというのも重要なことで、まさしく短期でこうやるという際に中長期も念頭に置くということは、その点で全く同じで、非常に良い具体例を出していただいて有り難いと思います。

ほかにいかがでしょうか。

それでは時間も迫ってまいりましたが、非常に多くの地に足のついた多面的な御意見をいただきました。本日で終わるわけではありませんで、本日の御議論を踏まえた上で、まずは短期的にはハーグ協定加入後の国際出願の受付を念頭に置き、現行法の枠組みの中で運用の見直しを図ることにより採り得る対処を行うことや、これが重要なところですが、先ほど出ておりましたクリアランスツールは、鋭意集中的に御努力、予算をかけてやっつけていただきつつ、その導入を前提に、中長期的にどういう制度にしていくのか、皆さんユーザーにとってベストの解かということを見つけていくことかと思っておりますけれども、本日の議論を踏まえた上で事務局に整理いただき、次回その整理を踏まえて、このセッションとしては報告書案をまとめる必要があるので、その報告書案を事務局からお示いたします。

## そ の 他

○大淵委員長 次の議題は、その他という表題がついておりますけれども、ここではハーグ協定加入に伴う規制の事前評価の実施についてということでございますが、これについて事務局から御説明をお願いいたします。

○山田審議室長 資料3を御覧ください。「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づきまして、経済産業省では、規制を新設・改廃する際には事前評価を行い、公表することとしております。

本委員会におきましては、ハーグ協定加入に向けて様々な論点について御議論いただけてきたところでございますが、その中で特許庁を経由する国際出願を受け付けること、すなわち特許庁がいわゆる仲介官庁になることについては既に御了承いただいているところでございます。協定加入後には、仲介官庁である特許庁に対する手続が新たに発生することになりますが、この新しい手続についても、PCTやマドプロに関する手続と同様に弁理士の専権業務とすることが検討されております。これは従来のPCTやマドプロに関す

る手続に倣った措置であって、形式的な改正ではありますが、規制の新設に当たる可能性がありますので、今般、事前評価プロセスを進めるに当たって、本日、事前評価書の暫定案を事務局資料として委員の皆様にお示しさせていただきました。

資料番号は資料3ということで、ハーグ協定加入に伴う規制の事前評価の実施についてという資料でございます。内容についての御説明は割愛させていただきます。

○大淵委員長　ということで、これについて特に御意見等ございませんでしょうか。事前には御説明されているということで、特に御異議がなかったと伺っておりますけれども、念のためというか、ここはセッションでありますので、改めて何か御異議がないかどうかというのは確認しておいた方が、特許庁らしいより丁寧な手続だと思いますので、いかがでしょうか。再度この資料3を御覧いただいて何か御異議等ございましたら。

もう一回念のために御確認させていただきましたけれども、従来のPCTやマドリッド議定書における措置に倣った改正ということですので、もともと異議のない部類だと思いますが、念のために事前説明及びこのセッションで異議がないことを確認させていただきました。この件については、異議がないということを前提に、事務局において事前評価を進めていただきたいと思います。

それでは、本日の議題としては以上でございますが、よろしいでしょうか。何かございますか。

それでは、以上をもちまして本日の議論を終了いたします。

#### 今後のスケジュールについて

○大淵委員長　最後に、今後のスケジュールについて事務局から御説明をお願いいたします。

○山田審議室長　次回第2回は、12月25日水曜日の13時30分からを予定しております。なお、本日の配付資料につきましては、机上に残していただければ後日先生方のお手元にお送りさせていただきます。

○大淵委員長　ありがとうございます。これでよろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして産業構造審議会知的財産分科会、記念すべき第1回意匠制度小委員会を閉会いたします。本日も長時間御熱心に御審議いただきまして、どうもありがとうございました。

閉 会

以上

<この記事に関するお問い合わせ先>

特許庁総務部総務課制度審議室

TEL : 03-3581-1101 内線 2118

FAX : 03-3501-0624

E-mail : [お問い合わせフォーム](#)